２　次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

一　個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であって所属信用協同組合（当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の同項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二　［略］

（届出事項）

第百十一条　［略］

２　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（銀行法第五十二条の六十の二第二項の規定により信用協同組合代理業者とみなされた法第六条の四に規定する信用組合等にあっては、第二号及び第三号に掲げる場合を除く。）とする。

一　［略］

二　第八十条第一項第一号ハ若しくはニ又は第二号ハ若しくはニに掲げる書類に記載すべき事項に変更があった場合

三　［略］

［号を削る。］

［四～六　略］

［３・４　略］

５　信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

［一・二　略］

三　第二項第三号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

６　［略］

７　次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。

［一・二　略］

三　第二項第二号に該当するときの届出

四・五　［略］

［８～11　略］

別表第二（第八十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［略］		
［項を削る。］		

２　［同上］

一　個人（純資産額が負の値でない者に限る。）であって所属信用協同組合（当該個人が信用協同組合代理業再委託者の再委託を受けて信用協同組合代理業を行う場合は、当該信用協同組合代理業再委託者を含む。）が信用協同組合代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有していると認められる者

二　［同上］

（届出事項）

第百十一条　［同上］

２　法第七条の二第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　［同上］

［号を加える。］

二　［同上］

三　削除

［四～六　同上］

［３・４　同上］

５　信用協同組合等、信用協同組合代理業者、信用協同組合電子決済等取扱業者又は信用協同組合電子決済等代行業者は、法第七条の二各項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書面（次の各号に掲げる場合にあっては、同号に規定する書面）を添付して金融庁長官等に提出するものとする。

［一・二　同上］

三　第二項第二号に掲げる場合　変更後の委託契約書又は再委託契約書の写し

６　［同上］

７　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

三・四　［同上］

［８～11　同上］

別表第二（第八十五条関係）

届出事項	記載事項	添付書類
［同上］		
信用協同組合代理業者である個人又は信用協同組合代理業者である法人の役員が常務に従事する他の法人の変更	一　新たに他の法人の常務に従事することとなった場合 イ　当該他の法人の商号又は名称	理由書